

金ケ崎町長 様

## 金ケ崎町移住支援事業補助金交付申請書

いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領及び金ケ崎町移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

## 記

## 1 申請者欄

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

## 2 移住支援事業の内容（該当するものに○を付けてください）

単身・世帯の種類	単身 ・ 世帯	
	世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （1の申請者は含まない）	人
	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数 ※申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満	人
補助金の種類	就業・起業・専門人材・テレワーク・ 関係人口（遠恋複業・金ケ崎企業クラブ）	

## 3 各種確認事項（該当する欄に○をつけてください）

別記1「金ケ崎町移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別記2「いわて暮らし応援事業等に係る個人情報」の取扱いに記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、金ケ崎町に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・専門人材・起業の場合のみ記載） 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 金ケ崎町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 金ケ崎町の関係人口要件の該当の有無について	関係人口要件	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者 ・金ケ崎企業クラブの所属する企業等に就職した者		
		A. 該当する		B. 該当しない

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、補助金の支給対象となりません。

#### 4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

#### 5 東京23区内の在住履歴

期 間	住 所 地

#### 6 東京23区内への通学・在勤履歴（東京23区内の在住履歴と合算して要件を満たす場合のみ記載）

期 間	通学・就業先	通学・就業地

※1 住民票を移す直前の10年間の在勤履歴を記載してください。

※2 東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴がある場合も記載してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、補助金の対象となりません。

#### 7 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度／行くことはない／その他( )

#### 8 世帯構成（世帯での申請の場合のみ記載してください。）

氏名	性別	生年月日	続柄	備考

※ 対象となる本人以外の世帯員を記載してください。

## 9 添付書類

- (1) 世帯全員の住民票
- (2) 4、5の世帯全員の移住元の住所地及びその居住期間を確認できる書類（住民票の除票等。）
- (3) 6の東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書等及び個人事業等の納税証明書
- (4) 6に通学期間を含む場合においては、卒業証明書等の写し。
- (5) 就職先企業等の就業証明書（様式第2号または様式第3号）、起業支援金の交付決定通知又は関係人口証明書（様式第4号）
- (6) その他町長が必要と認める書類

管理コード（岩手県及び金ケ崎町使用欄）	
---------------------	--

### 別記1 金ケ崎町移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び金ケ崎町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領、岩手県地方創生起業支援事業費補助金交付要領、金ケ崎町移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から3年未満に金ケ崎町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (4) 補助金の申請日から3年以上5年以内に金ケ崎町以外の市区町村に転出した場合：半額  
(就業の場合のみ)
  - (5) 補助金の申請日から1年以内に要件を満たす職を辞した場合：全額

### 別記2 いわて暮らし応援事業等に係る個人情報の取扱い

岩手県及び金ケ崎町は、いわて暮らし応援事業及び金ケ崎町移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岩手県及び金ケ崎町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。なお、金ケ崎町において、移住支援事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用します。

また、岩手県及び金ヶ崎町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

金ケ崎町長 様

(事業主) 所在地  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
担当者

⑩

就業証明書（就職）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
（就業の場合のみ） 勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル 人材事業又は先導的 人材マッチング事業 を利用している場合 のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び金ケ崎町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

金ケ崎町長 様

(事業主) 所在地  
事業所名  
代表者名 ⑩  
電話番号  
担当者

就業証明書（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所（移住前）	
勤務者住所（移住後）	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び金ケ崎町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号（第5関係）

年 月 日

金ケ崎町長 様

(事業主) 所在地  
事業所名  
代表者名  
電話番号  
担当者

㊞

関係人口証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

金ケ崎企業クラブ 所属企業名	住 所 企業名
申請者の入社日	申請者氏名 入社日 年 月 日
「遠恋複業」 実施者名	
「遠恋複業」 実施先所在地	
「遠恋複業」 実施先電話番号	
マッチング年月日 ※就業開始日を記載	
就業期間	
「遠恋複業」による 就業内容	

移住支援事業補助金に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を岩手県及び金ケ崎町の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様

金ヶ崎町長

金ヶ崎町移住支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付け申請のあった金ヶ崎町移住支援事業補助金の交付（不交付）について、次のとおり決定したので金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第6第2項により通知します。

記

1 交付の可否	交付 ・ 不交付
2 交付決定額	円
3 条件（又は理由）	

（交付条件）

- 1 金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第11第2項の規定により、次のいずれかに該当するときは、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
  - （1）申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
  - （2）申請日から3年未満に町以外の市区町村に転出した場合：全額
  - （3）申請日から1年以内に就職に関する要件を満たさず職を辞した場合：全額
  - （4）申請日から起業支援金の交付決定を取消された場合：全額
  - （5）申請日から3年以上5年以内に町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第8の規定により、岩手県又は町は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があるときは報告を求め、又は立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、交付条件1に定める返還請求を行う場合があります。



(備考)

1 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

2 ㈱日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

年 月 日

金ヶ崎町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電 話

金ヶ崎町移住支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号によって交付決定のあった金ヶ崎町移住支援事業補助金について、金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

円

2 補助金交付決定額

円

3 補助金振込先

金融機関名		本・支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

※通帳の写しを添付してください。

様式第7号（第9関係）

住所等異動届出書

年 月 日

金ヶ崎町長 様

住 所  
氏 名  
電 話

㊞

年 月 日付け 第 号によって交付決定のあった金ヶ崎町移住支援事業補助金について、住民登録地・就業先を異動したので金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1 異動の区分	住民登録地 ・ 就業先
2 異動内容	変更前：  変更後：
3 異動日	年 月 日
4 異動理由	
5 備考	

※ 異動内容が分かる書類を添付してください。

年 月 日

様

金ヶ崎町長

金ヶ崎町移住支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した金ヶ崎町移住支援事業補助金について、金ヶ崎町移住支援事業補助金交付要綱第 10 第 1 項の規定により、下記 1 の交付決定（の一部）を取り消したので通知します。

また、同要綱第 11 第 2 項の規定により、下記 5 の金額の返還を命じます。

記

1 交付決定額	( 円) 円 (a) 上段括弧書きは取消前の決定額であること。
2 取消理由	
3 返還区分	全部取消（全額） ・ 一部取消（半額）
4 支給済額	円 (b)
5 返還命令額	円
※積算	取消後の決定額 (a) 円 支給済額 (b) 円 返還額 (c) (a)-(b) 円 ※ (※ 金額が△の場合は、返還命令額となるもの)
6 備考	